

○国土交通省告示第五百七十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十年五月十二日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道229号改築工事（積丹防災余別工区余別トンネル・北海道積丹郡積丹町大字余別町地内から同町大字神岬町地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 北海道積丹郡積丹町大字余別町及び大字神岬町地内
- 2 使用の部分 北海道積丹郡積丹町大字余別町及び大字神岬町地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道積丹郡積丹町大字余別町地内から同町大字神岬町地内の延長0.67kmの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道229号改築工事（積丹防災余別工区余別トンネル）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に規定する一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道229号は、小樽市を起点として、北海道余市郡余市町、同道積丹郡積丹

町等を経て、同道檜山郡江差町に至る延長287kmの路線で、後志支庁管内と檜山支庁管内を結び、沿道地域住民の日常生活、経済活動及び観光産業を支える主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る一般国道229号（以下「現道」という。）は、山地・山岳が迫る急峻な海蝕崖部を通過し、自然災害による影響を受けやすい区間であり、主要幹線道路としての機能が著しく損なわれている状況である。

平成8年度の道路防災総点検要領に基づき実施された道路防災総点検の結果、現道は、災害危険箇所が6箇所存在し、うち5箇所（落石・崩壊4箇所、岩石崩壊1箇所）については早急な対策が必要とされている。道路防災総点検以降、当該箇所については、落石防止金網を設置するなどの応急対策を施しているものの、現道への落石や斜面崩壊が3箇所を確認されており、特に平成17年8月には斜面崩壊が発生したことにより、7時間にわたり片側通行規制となるなど危険な状況となっている。

さらに、現道には、道路構造令（昭和45年政令第320号）の規格に満たない幅員5.5mの狭小な2車線の余別トンネルが存在し、大型車のすれ違いが極めて困難であるうえ、同トンネルは老朽化が著しく、補修工事を幾度も行っているものの、トンネル側壁のクラック、剥離、漏水等の損傷が跡を絶たない状況であり、安全かつ円滑な交通が阻害されている。

本件事業の完成により、本件区間における災害危険箇所及び幅員狭小なトンネルを回避できることから、安全かつ円滑な交通を確保し、沿道地域住民の日常生活、経済活動及び観光産業を支え、地域経済の発展に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、同法等に準じて、起業者が平成19年3月に環境影響評価を任意に実施したところ、大気質、騒音及び振動に関して、環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるオオワシ及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種に指定されているハヤブサが確認されているが、共に営巣は確認されていないこと、また、本件区間内の土地は、自然公園法（昭和32年法律第161号）における国定公園（ニセコ積丹小樽海岸国定公園）に指定されている地域に存在するが、本件事業の大部分がトンネル構造となるため地形への改変度が小さいことなどから、動植物に直接与える影響は軽微であると認められる。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者が試掘調査を実施した結果、遺構・遺物は確認されなかつ

たことから、北海道教育委員会より工事を実施して差し支えない旨の回答を得ている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、災害危険箇所の回避を主な目的として、道路構造令による第3種第3級の規格に基づく2車線のバイパス道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートは、起業者において山側トンネル①案（以下「申請案」という。）のほか、申請案より山側のルートとなる山側トンネル②案及び申請案より海側のルートとなる現道利用案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案の事業費が最も廉価であり経済性に優れることに加えて、山側トンネル②案との比較では、取得必要面積は多くなるものの、支障家屋物件が少なく、トンネルによる施工延長が短く事業期間が短くなること、現道利用案との比較では、支障家屋物件は多くなるものの、取得必要面積が少なく、現道の災害危険箇所をトンネルで回避でき災害危険箇所の抜本的な解消が図られることから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道には、災害危険箇所等が複数存在していることから、できるだけ早期に災害危険箇所等を解消する必要があると認められる。

また、一般国道229号沿道周辺の市町村の長からなる小樽国道協議会等より、本件事業の早期完成に強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用とされていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 北海道積丹郡積丹町役場